

民法750条を改正し、選択的夫婦別姓を導入することを求める会長声明

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。

氏は、「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する」(最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決)。その重要性に鑑みれば、意に反して「氏名の変更を強制されない自由」も、人格権の重要な一内容として憲法13条によって保障されている。婚姻に際し姓を変更したくない人の意に反して改姓を強制することは、この自由を不当に制限するものである。また、夫婦が同姓にならなければ婚姻できないとすることは、憲法13条の自己決定権によって保障される「婚姻の自由」をも不当に制限するものである。

そして、婚姻に際して同姓・別姓の夫婦となるかは、個人の生き方、すなわち信条に関わる問題である。しかし、夫婦ともに婚姻前の姓を維持しようとした場合には、法律上の婚姻ができず、その結果、婚姻のもつ法的効果も享受できない。この点において、同姓での夫婦を希望する者と、別姓での夫婦を希望する者との間には差別的取り扱いがあり、合理的な根拠があるとはいえず、民法750条は憲法14条にも反する。

さらに、憲法24条1項が婚姻における人格的自律権の尊重と両性の平等を定めている趣旨に鑑みれば、民法750条は、婚姻成立のために「姓の変更」という両性の合意以外の要件を不当に加重している。また、95.5%の夫婦において女性が改姓している実態からすれば(2019年厚生労働省人口動態調査)、民法750条は、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うものであり、憲法24条にも反する。

令和3年6月23日の最高裁判所大法廷決定では、民法750条を合憲とする判断がなされている。しかし、同決定は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定したのではなく、制度の在り方について「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会の議論を促している。また、同決定では、最高裁判事4人が、憲法に反する旨の意見を述べている。

今日の世論や情勢をみるに、官民の調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占めている。令和6年3月8日には、公益社団法人経済同友会が、選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた要望を公表し、同年6月18日には、一般社団法人日本経済団体連合会が選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める提言を公表している。

国際的には、2024年（令和6年）10月29日、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、日本政府に対して、婚姻後の夫婦同姓が強制されている民法の規定を改正し、夫婦が婚姻後も別姓を選択できる制度を導入することを求める勧告を行った。このような勧告は、2003年、2009年、2016年に続いて4度目である。諸外国の婚姻制度をみても、日本のほかに夫婦同姓を義務付けている国は見当たらない。

なお、社会的には旧姓の通称使用が拡大しており、これにより改姓に伴う不利益を回避できるという説明がある。しかし、上記に挙げた憲法違反という根本的な問題は、通称使用では解決できない。通称を使用した場合、戸籍名との使い分けが必須となって混乱を招くことも多く、金融機関等との取引ではほとんどの場合不可とされている。また、海外において通称使用は認められておらず、通称使用に限界があることも明らかとなっている。

当会は、平成28年3月26日付で「夫婦同氏の強制及び再婚禁止期間について最高裁判所大法廷判決を受けて民法における差別的規定の改正を求める会長声明」を発出し、民法750条改正を求めているが、改めて国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求める。

以上

2025年（令和7年）4月15日

愛媛弁護士会

会長 永井卓也